

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【飯山市】

令和6年4月1日

行政サービス等の内容（A）	届出受領証等の提示（B）		問合せ先（C）		備 考（D）
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み（世帯としての申込み）	○		移住定住推進課	0269-67-0740	パートナーシップの届出の確認が必要
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み	○		子ども育成課	0269-67-0741	保護者であることの証明が必要
罹災証明の代理申請（委任状を省略）		○	税務課	0269-67-0723	現状を見て判断するので不要
保育所・学童保育所への送迎	○		子ども育成課	0269-67-0741	保護者であることの証明が必要
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課	0269-67-0723	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たす必要があります。
要介護認定の代理申請		○	保健福祉課	0269-67-0727	本人が要介護に該当する場合は不要
生活保護制度の申請		○	保健福祉課	0269-67-0727	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たす必要があります。
DV相談窓口の利用		○	保健福祉課・子ども育成課・人権政策課	0269-67-0727 0269-67-0741 0269-67-0743	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に利用できます。
職員の福利厚生等		○	総務課	0269-67-0720	基本求めないが、必要に応じて求める場合がある。